

議案第 10 号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 2 月 21 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（昭和 58 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表西学童保育室の項の次に次のように加える。

西第二学童保育室	北本市本町 7 丁目 3 番地
----------	-----------------

別表東学童保育室の項の次に次のように加える。

東第二学童保育室	北本市中丸 6 丁目 6 5 番地
----------	-------------------

別表北学童保育室の項の次に次のように加える。

北第二学童保育室	北本市深井 4 丁目 4 5 番地
----------	-------------------

附 則

この条例は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。